新型コロナウィルス感染症に伴う

助成制度

（12月1日現在、情報は変更される場合があります）

―　助成金　―

【母性健康管理休暇取得支援助成金】

　　2020年5月7日～12月31日の間に医師等の指導により休業が必要とされ

た妊娠中の女性労働者の休暇制度を５日以上取得させた事業主

対象労働者1人　有給休暇５日以上20日未満　25万円

　　以降20日ごとに15万円加算（上限100万円）

※詳細は厚生労働省の以下のURLへ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html>

【雇用調整助成金】

前年同月比5％以上の売り上げ減少。

助成率4/5　解雇等行わない場合は10/10

従業員を一時的に休業させる等雇用維持を図る事業者（全業種）に休業手当、

賃金の一部を助成、1日1人15000円を上限、1年100日

緊急対応機関4月1日～令和3年7月31日（6月23日更新）

※詳細は厚生労働省の以下のURLへ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html>

【持続化給付金】

法人200万円以内、個人100万円以内

新型コロナウィルス感染症の影響により、1ヶ月でも売上が前年同月比で５０％

以上減少

　　※詳細は経済産業省の以下のURLへ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

【小学校休業等対応助成金】

　　助成率10/10

　　小学校等休業により労働基準法の定める年次有給休暇とは別に、有給での休暇を取得させた場合。パートタイマーも適応

※詳細は厚生労働省の以下のURLへ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html>

【家賃支援給付金】

１ヶ月の売上が50％以上減少、または、連続する３か月の売上が30％以上減少。月額上限50万円。6ヶ月300万円上限

※詳細は経済産業省の以下のURLへ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/support/00/00_01.pdf>

【慰労金交付】

医療従事者・職員に5万円／人

※詳細は厚生労働省の以下のURLへ

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>

【感染拡大防止等の支援】

100万円を上限に実費。感染拡大防止等に要するこれまでにかかった費用、今後かかる費用。

※詳細は厚生労働省の以下のURLへ

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei04.pdf>

―　保　険　―

【新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度】

対象　保健医療機関のすべてのスタッフ

内容　罹患により4日以上休業20万円　死亡500万円

※詳細は日本医療機能評価機構の以下のURLへ

<https://jcqhc.or.jp/w-comp>

―　融資制度　―

【新型コロナウィルス感染症特別貸付】

無担保、融資限度額8,000万円

最近１ヶ月の売上高が前年又は前々年度同期と比較して5％以上減少

※下記、『特別利子補給制度』と併用で無利子に

※詳細は日本政策金融公庫の以下のURLへ

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html>

【特別利子補給制度】

補給対象上限4,000万円、期間3年間

個人－要件なし　法人－売上15％減

※詳細は日本政策金融公庫の以下のURLへ

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf>

【福祉医療機構　融資優遇】

融資限度額5,000万円　据置5年以内　償還15年以内

無担保・無利子での長期運転資金

新型コロナウィルス感染症の影響で営業停止、縮小、自治体からの要請で休業

※詳細は福祉医療機構の以下のURLへ

 <https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/20200915_iryou_corona_tirasi.pdf>

―　納税猶予　―

【税制猶予制度】

１年間無担保かつ延滞税なしで納税を猶予（国税・地方税）

2020年２月から納期限までの一定期間（１ヶ月以上）収入が減少（概ね20％）

※詳細は国税庁の以下のURLへ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf>

【固定資産税減免制度】

2020年2〜10⽉の任意の3ヶ⽉の売上が前年同期⽐30％以上50％未満減少した場合は1／2に軽減し、50％以上減少した場合は全額を免除する。

※詳細は経済産業省の以下のURLへ

<https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2020/zeisei_202004/zeisei_20200407.pdf>

―　歯科医師国保保険料減免　―

【歯科医師国保保険料減免制度】

2020年4月～2021年3月分の保険料を収入が前年比50％以上減少した場合全額免除、

40％減少した場合9ヶ月間免除、30％減少した場合6ヶ月間免除、30％未満の減少で

連続32日以上終日休診した場合2ヶ月間免除、30％未満の減少で連続10日～31日間

以内終日休診した場合1ヶ月間免除とする

※詳細は全国歯科医師国民健康保険組合の以下のURLへ

<http://www.zensikokuho.or.jp/coronavirus/index.html#03>